

奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十五号

奈良県指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法について定めるものとする。

(指定猟法禁止区域の標識の寸法)

第二条 法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第四のとおりとする。

(鳥獣保護区の標識の寸法)

第三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第八のとおりとする。

(特別保護地区の標識の寸法)

第四条 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第九のとおりとする。

(特別保護指定区域の標識の寸法)

第五条 省令第三十七条第二項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第十のとおりとする。

(休猟区の標識の寸法)

第六条 法第三十四条第七項の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第十一のとおりとする。

(特定猟具使用禁止区域の標識の寸法)

第七条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例

で定める標識（特定猟具使用禁止区域に係るものに限る。）の寸法は、省令様式第三十
三のとおりとする。

（特定猟具使用制限区域の標識の寸法）

第八条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例
で定める標識（特定猟具使用制限区域に係るものに限る。）の寸法は、省令様式第十
四のとおりとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。